

狭山市介護認定審査会資料ペーパーレス化システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

狭山市介護認定審査会資料ペーパーレス化システム導入業務

2 目的

本業務は、狭山市介護認定審査会資料ペーパーレス化システム（以下、「本システム」という。）を導入することで、介護認定審査業務の効率化を図るとともに、迅速な介護認定審査業務を実現し、申請から認定までの期間短縮による住民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

おもな業務内容は下記のとおりとする。

詳細については、「狭山市介護認定審査会資料ペーパーレス化システム導入業務仕様書」とおりとする。

- (1) 端末及び付属品（以下「端末等」という。）の調達
- (2) 介護認定審査会資料ペーパーレス化システムの導入
- (3) 運用・保守
- (4) 操作講習会（管理者及び利用者に対して）

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

5 運用開始時期

原則として、令和8年1月中を目途に本稼働とし、7年12月末日までに本システムの導入、初期設定及び端末への設定を完了させた上で、動作確認及び管理者と利用者への講習会を完了しておくこととする。

ただし、端末の調達に時間を要し1月中の運用開始が困難である場合は、その旨を記載のうえ、運用開始可能時期等を明記すること。

なお、本システムに関する使用料は運用開始日より発生するものとする。

また、本システムは、運用開始から5年間の利用を想定する。

6 提案上限額

令和7年度見積上限額 18,590,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）

- ①端末調達及びシステム導入費用

②3 か月分保守費用等

- ※ 通信費用については、別途、参考価格として提示すること。
- ※ 上記の金額は契約額や予定価格を示すものではない。なお、提案上限額を超過した場合は、失格とする。

7 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により優先契約交渉権者を選定し、受託者を決定する。

なお、参加者が一者となった場合でも選考を行い、本業務の履行を確実に執行できると判断したときは、受託者として決定する。

8 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件及び実績等を満たすものとする。業務の一部を提携先事業者委任する場合も（１）～（３）については全て満たすものとし、（４）については、提携先事業者による実績も可とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて２年間を経過しない者又は本事業の第二次審査日前６か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下同じ。）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号。以下同じ。）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - エ 破産法（平成１６年法律第７５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの破産手続開始決定がされていない者。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動について行うものでないこと。
- （２）本事業の募集の日から受注者決定の日までに狭山市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- （３）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JISQ27001 又は ISO/IEC27001）又はプライバシーマークの認証（JISQ15001）を取得していること。
- （４）過去５年以内に国、地方公共団体等に情報端末及び介護認定審査会に同種又は類似のオンライン・ペーパーレス会議システムを導入した実績があること。

9 スケジュール

No	手 続	日 程
1	公告	令和7年7月10日(木)
2	質問の受付	令和7年7月10日(木)から7月17日(木)午後5時まで
3	質問に対する回答	令和7年7月24日(木)まで
4	参加登録申請書の提出	令和7年7月10日(木)～7月30日(水)午後5時まで
5	提案書の受付	令和7年7月10日(木)から7月30日(水)午後5時まで
6	評価の実施	令和7年8月7日(木)
7	結果通知	令和7年8月上旬
8	契約締結	令和7年10月
9	講習会	令和7年11月下旬
10	運用開始	令和8年1月下旬

※日程については、市の都合により変更する場合があります。

※提出された書類の内容について、追加資料の提出やヒアリング等を行う場合があります。

10 参加申請書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年7月30日(水)午後5時必着(持参または郵送にて提出)

なお、受付時間は、平日の午前9時から午後5時とする。

(2) 提出書類

①参加登録申込書(様式1)(グループで応募する場合は、代表者のみ。)

②参加構成員調書(様式1-2)(グループで応募する場合のみ。)

③会社概要【任意様式】

④業務実績一覧(過去5年分)

「8 参加資格要件(4)」に記載の業務実績を記載し、それを証する書類(契約書及び仕様書等の写し)を添付すること。

⑤登録証等の写し

システム運用業者のISMS認証又はプライバシーマークの登録証の写しを提出すること。

⑥企画提案書【任意様式】(グループで応募する場合は、代表者のみ。)

⑦機能要件確認書(様式2)

⑧実施体制【任意様式】

⑨業務提携を証する書類【任意様式】

⑩見積書、見積内訳表及び積算根拠資料【任意様式】

仕様を参考に、イニシャルコストと1年間のランニングコストを明記したうえで5年間の総支払額（消費税等含む）を記載すること。（通信費についても、参考価格として提示すること）

また令和7年度に必要な支払額を記載する。種類や内容、単価と数量が分かるように記載すること。

(ア) 企画提案書は、以下の項目及び順番に基づき、仕様書にて提案を依頼した内容を必ず記載すること。

- a 提案するシステムの機能及び内容等の紹介
- b システム導入時の初期設定及び職員及び審査会委員への研修等の計画
- c システム本稼働時の連絡体制及・保守及び支援業務について
- d 個人情報保護及びセキュリティに関する体制について

(イ) 企画提案書は原則A4版とし、ファイル等にまとめて綴ること。ただし、図表で表現する場合で、明解さのためのA3用紙を使用することや表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは差し支えない。

(ウ) 文字のフォントサイズは、11ポイント以上とする。ただし、図表内の文字はこの限りではない。

(エ) カスタマイズや代替案により対応する機能については、必要となる費用を本件に係る費用の総額に含めること。

(オ) 機能要件の代替案を提案する場合は「備考」に概要を記入のうえ、必要に応じて任意様式により提案内容を説明すること。

(3) 提出部数

企画提案書の表紙には、参加者印（提案者が法人の場合にあっては併せて代表者印）を押印し、各7部（正本1部、副本6部）提出すること。

また、電子データを、CD-Rに保存して1部提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送によることとし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しないこととする。

また、持参の場合は、事前に来庁時間を予約すること。

郵送の場合は配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

なお、郵送申請の場合における、未着・遅延など、理由の如何を問わず本市は責任を負わない。

(提出先及び問い合わせ先)

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市健康推進部 介護保険課(市役所1階)担当 吉里 小池

電話番号: 04-2953-1111(代表) 内線 1557

メールアドレス: kaigo@city.sayama.saitama.jp

(5) その他

企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めないこととする。ただし、選定委員会から要請のあったものについては、この限りではない。

1.1 審査(プレゼンテーション)

(1) 日時場所等(予定)

ア 日時: 令和7年8月7日(木) ※時間は後日連絡する。

イ 場所: 狭山市役所 会議室

ウ 出席者: プレゼンテーション会場への入室者は、説明者を含め4名以内とする。

説明者は本業務(サポート業務等)を担当する者を1名以上含む。

エ 内容: 企画提案者1者あたりの説明時間は30分以内(セッティング・撤収・質疑応答に係る時間を除く。)とし、その後10分程度質疑を実施する。

オ 順番: 企画提案書の受付順とする。

カ その他: プレゼンテーションの際のモニター・電源は市で用意する。それ以外にプレゼンテーションに必要なパソコン等は、提案者が用意すること。

キ 提案説明及び質疑応答については、音声の録音を行う。

1.2 評価基準・評価方法等

(1) 選定委員会において、提案の評価等を総合的に審査し、1位として決定した者を優先交渉権者として特定する。

(2) 評価が同点の場合は、選定委員会における再度の合議及び議決により決定する。

(3) 選定結果については、自己の結果のみを提案者に対し文書にて通知する。

1.3 質問及び回答

(1) 質問

質問がある場合は、質問書(様式3)により、令和7年7月17日(木)17時までに下記事務局へ電子メール若しくはFAXで送信すること(押印は不要とする)。

※電子メール若しくはFAXを送信した後に、下記事務局まで送信した旨の電話をする。

【事務局】

狭山市健康推進部介護保険課(市役所1階) 担当 吉里 小池

電話番号: 04-2953-1111(内線 1557) FAX: 04-2969-5735

メールアドレス: kaigo@city.sayama.saitama.jp

(2) 回答

令和7年7月24日(木)に参加者全員にメールにて回答する。

※質問者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本募集要項及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

1.4 選定結果通知

通知予定日：令和7年8月中旬

通知方法

各提案者に結果を通知する。選定結果については、個別に、参加登録申込書(様式1)に記載された担当者のメールアドレス宛に通知するものとする。

グループで応募の場合は、応募代表者に通知する。

また、審査に対する異議申し立ては一切受け付けない。

1.5 優先契約交渉権者選定後の手続き

市は、優先契約交渉権者からの提案内容をもとに、業務内容、契約金額、企画提案内容、履行条件などについて協議と調整し、協議が整ったときは契約を締結する。したがって、提案内容をそのまま実施することを担保するものではない。

ただし、交渉が整わない場合には、優先契約交渉権者は、「辞退届」(様式4)を提出する。この場合、次順位の企画提案者から順に同様の協議を行う。

1.6 留意事項

次のいずれかに該当するときは、優先契約交渉権者としての選定を取り消すものとする。また、その場合は、次順位の企画提案者を優先契約交渉権者とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 本業務に関係する本市の職員及び選定委員会の委員又はその関係者に接触を求めするなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 優先契約交渉権者の選定から契約締結までの間に、優先契約交渉権者の資金事情の変化により、本業務の履行が著しく困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、優先契約交渉権者として相応しくないと市が判断したとき。
- (5) 優先契約交渉権者が本要項に定める応募資格要件に適合しなくなったとき。
- (6) その他、行為が法令違反であり、かつ審査結果に影響を与える恐れのある場合。

1.7 全般に係る留意事項

- (1) 参加希望者一者につき、提案は一件とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

- (3) 提案に際し要した費用は、全て各提案者の負担とする。
- (4) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時間及び計量法に定める単位とする。
- (5) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、市の公文書として保管するため、狭山市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づき、公表することがある。その場合は、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された書類は一切返却しない。
- (8) やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、応募に係るすべての経費は、本市に請求できないものとする。
- (9) 業務を遂行するうえで、関連する法令等については、それらを遵守することとし、特に次のことに注意すること。

市では、個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報を保護するため、その適正な取り扱いに関し必要な事項並びに保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を定めており本事業においてもこの規定が適用される。

1.8 担当部署（事務局）

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市健康推進部 介護保険課（市役所1階）担当 吉里 小池

電話番号：04-2953-1111（代表） 内線 1557

メールアドレス：kaigo@city.sayama.saitama.jp